

新町まちづくり計画 変更(案)に関する意見募集要領

新町まちづくり計画 変更(案)について、パブリック・コメント手続きを実施しますので、お気づきの点やご意見をお寄せください。

安平町まちづくり基本条例や安平町町民参画推進条例などの運用状況等をチェックする町民自治推進委員会では、町民参画手法の改善点や工夫すべき点などの審議をいただいています。

町では、まちづくり基本条例の理念に沿って、より町民の皆さんが意見を提出しやすい参画形態となるよう、町民自治推進委員会からのご意見等を踏まえ、工夫をしながら町民参画に取り組むことに努めているところです。

1. 意見募集の対象

新町まちづくり計画 変更(案)

* 今回のパブリック・コメントは、変更部分が対象です。

2. 公表する資料

- ① 新町まちづくり計画 変更(案)の概要について
- ② 新町まちづくり計画 変更(案) 変更箇所抜粋版
- ③ 新町まちづくり計画 変更(案) 一括版
- ④ 新旧対照表

3. 資料の閲覧方法等

- ① 安平町役場のうち、下記において閲覧できます。
 - ・ 早来庁舎 企画財政課 企画グループ
 - ・ 追分庁舎 健康福祉課 住民サービスグループ
- ② 安平町ホームページに掲載しています。
- ③ その他：安平町ホームページをご覧になれない方については、下記までお問合せください。郵送などでお届けします。

4. 意見の提出方法及び場所

別添の提案書により提出してください。

提案書と同様の項目を記述している場合は、任意による書面でも構いません。

- ① 持参：安平町役場のうち、下記へ提出願います。
 - ・ 早来庁舎 企画財政課 企画グループ
 - ・ 追分庁舎 健康福祉課 住民サービスグループ
- ② 郵送：安平町役場 早来庁舎 企画財政課へ郵送してください。
- ③ ファクシミリ：提案書を下記へ送信ください。
早来庁舎 企画財政課 (0145-22-3006)
- ④ 電子メール：提案書を添付もしくはメール本文等によりメール送信ください。
企画財政課：kikaku@town.abira.lg.jp

5. 意見募集期間

平成 27 年 8 月 21 日（金）～平成 27 年 9 月 14 日（月） 17 時 15 分まで。

- ①持参の場合：月～金（祝日を除く） 8 時 30 分～17 時 15 分
- ②郵送の場合：9 月 14 日（月）付けの消印まで有効
- ③ファクシミリ、電子メールの場合：24 時間受付（土日、祝日含む）
意見募集期間の締切日は、17 時 15 分まで。

6. 提案対象者

安平町町民参画推進条例第 2 条に規定する「町民」を対象とします。

- ①町内に居住又は通勤・通学している方
- ②町内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他団体

7. 意見集約による公表及び意見に対する応答

意見集約後、寄せられた意見と町の考え方等について、公表します。

- ①安平町役場のうち、下記において公表します。
 - ・早来庁舎 企画財政課 企画グループ
 - ・追分庁舎 健康福祉課 住民サービスグループ
- ②安平町ホームページに掲載します。

8. その他

- ①提案書については、提案について詳しく内容をお聞きする場合や、町で協議した結果等をお知らせする時のため、住所・お名前・ご連絡先を必ず記載してください。
- ②募集の対象案件と直接関係のないご意見等については、パブリック・コメントの意見として取り扱わない場合があります。

9. お問い合わせ先

〒059-1595 安平町早来大町 95 番地
安平町役場 企画財政課 企画グループ
電話：0145-22-2751 FAX：0145-22-3006
E-mail：kikaku@town.abira.lg.jp